

飛驒法人会だより

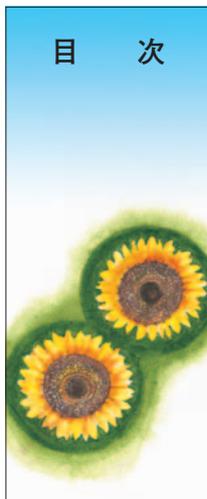
No.198
2014

平成26年8月20日 第198号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp FAX 0577-33-1093

夏

目次



- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 包原 智幸……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～9
 - 平成26年度 税制改正(法人税) ●輸出物品販売場制度の改正について
- (公社)飛驒法人会 第2回 定時総会開催……………10
- 平成25年度 事業報告 平成26年度 事業計画……………11
- 女性部定時総会・第15回「小さな親切」運動飛驒地区実行章贈呈式……………12
- 第2回(一社)岐阜県法人会連合会定時総会開催……………13
- 休憩室……………伝統工芸の未来……………14～15
- 事業所訪問……………(株)グリーンポケット飛驒……………16～17
- とんなんしいべい(支部短編ニュース)……………18～19
- 青年部会だより・女性部会だより……………20～21
- 読者の窓……………23
- 事務局だより・編集後記……………24



— 井尻地区のひまわり畑 — 下呂市金山町

高山税務署 新署長さんのご紹介



かねはら ともゆき
高山税務署長 包原 智幸

署長さんは、昭和35年のお生まれで、54歳になられます。

ご出身は、愛知県刈谷市ですが、ご結婚と同時に名古屋市に転居されたそうです。高山には、奥さん、娘さんと息子さんを残され単身赴任されました。

昭和57年の熱田税務署を振り出しに、名古屋国税局では課税総括課、法人課税課等でいろいろなお仕事を経験された後、平成20年には税務大学校教授、その後は、一宮税務署副署長、名古屋国税局営繕監理官を経て高山税務署長に着任されました。

飛驒地方の印象としては、「大自然」「素晴らしい伝統」「美味しいお酒」というイメージをもたれ、この素晴らしい飛驒地方で仕事ができることを大変うれしく思っていますとおっしゃっていました。

趣味としては、古い街並みや名所、旧跡をウォーキングすることです。

着任に当たっては、「納税者の方々の目線に立って、地域の方から信頼される税務行政を推進したい」とお話になっていました。

公益社団法人 飛驒法人会だより

高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
署 長	井 家 益 光	局 課税第一部資料調査第一課課長	署 長	包 原 智 幸	局 総務部営繕監理官
法 人 課 税 部 門 職 員					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
法人課税第一部門上席国税調査官	中 荒 江 勳	岐阜南 法人上席国税調査官	法人課税第一部門上席国税調査官	宇 佐 美 貴 則	津 島 総務課会計係長
法人課税第二部門統括国税調査官	太 田 好 則	局 調査部調査第二部門主査	法人課税第二部門統括国税調査官	中 西 彰 彦	局 課税第二部調査部門(諸税)国税調査官
法人課税第二部門国税調査官	田 畑 郁 恵	局 課税第二部法人課税課課長監理係国税実査官	法人課税第二部門国税調査官	江 口 喬 哉	岐阜北 法人課税第五部門国税調査官
法人課税第二部門国税調査官	瀬 川 徹 哉	名古屋中 法人 国 税 調 査 官	法人課税第二部門事務官	村 田 有 希	浜 松 東 法人課税第二部門事務官
法人課税第二部門事務官	尾 崎 和 也	名古屋西 法 人 事 務 官	法人課税第二部門事務官	山 田 智 之	静 岡 法人課税第四部門事務官
そ の 他 の 部 門 の 職 員					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
総 務 課 長	小 川 洋 明	局 総務部総務課課長補佐	総 務 課 長	長 瀬 真 治	豊 田 資産課税第一部門統括国税調査官
総務課総務係長	西 田 忠 芳	熱 田 総務課総務係長	総務課総務係長	吉 田 裕 之	高 山 総務課会計係長
総務課総務係	工 藤 亮 一	昭 和 総 務 課	総務課会計係長	水 野 文 仁	局 調査部調査審理課審理二係国税調査官
総務課会計係長	吉 田 裕 之	高 山 総務課総務係長	総務課総務係	寺 本 貴 俊	多 治 見 個人課税第三部門事務官
管理運営部門統括国税徴収官	金 原 康 宏	局 徴収部管理運営課課長監査官	管理運営部門統括国税徴収官	紅 野 康 夫	豊 橋 管理運営第三部門統括国税徴収官
管理運営部門統括上席国税徴収官	深 見 安 由	名古屋中 納 税 専 門 官	管理運営部門統括上席国税徴収官	間 瀬 智 紀	熱 田 管理運営第三部門上席国税徴収官
管理運営部門国税徴収官	兵 頭 輝 昭	名古屋中 管理運営部門国税徴収官	管理運営部門国税徴収官	松 枝 洋 治	三 島 管理運営第一部門国税徴収官
管理運営部門国税徴収官	前 田 航	名古屋西 管理運営部門国税徴収官	管理運営部門事務官	松 井 由 佳	岐阜南 個人課税第三部門事務官
管理運営徴収部門上席国税徴収官	東 隆 浩	熱 田 徴収部門上席国税徴収官	管理運営徴収部門国税徴収官	本 山 諒	岐阜北 徴収部門国税徴収官
管理運営徴収部門国税徴収官	松 村 行 道	松 阪 総務課総務係長	管理運営徴収部門事務官	塚 原 大 策	伊 勢 管理運営第二部門事務官
管理運営徴収部門国税徴収官	安 永 卓 人	藤 枝 法人課税部門国税調査官	管理運営徴収部門事務官	谷 川 修 大	中 川 管理運営第三部門事務官
個人課税第一部門統括国税調査官	住 田 和 彦	豊 橋 個人課税第一部門統括国税調査官	個人課税第一部門統括国税調査官	松 下 順 一	岡 崎 個人課税第二部門統括国税調査官
個人課税第一部門上席国税調査官	鈴 木 雅 詞	名古屋北 特官(所得)付上席国税調査官	個人課税第一部門上席国税調査官	重 本 寛	浜 松 西 個人課税第一部門上席国税調査官
個人課税第一部門国税調査官	横 井 友 志 郎	局 課税第一部資料調査第一課国税実査官	個人課税第一部門国税調査官	津 田 賢 人	刈 谷 個人課税第四部門国税調査官
個人課税第二部門国税調査官	奥 井 彩 香	局 課税第一部個人課税課総務係国税実査官	個人課税第二部門国税調査官	坂 野 聡 子	税 大 名 古 屋 総 務 係 主 任
個人課税第二部門事務官	山 本 翔 太	千 種 個人課税部門国税調査官	個人課税第二部門国税調査官	高 橋 勇 太	沼 津 個人課税第三部門国税調査官
個人課税第二部門事務官	平 山 順 紀	名古屋東 個人課税部門事務官	個人課税第二部門国税調査官	木 村 知 美	昭 和 個人課税第三部門国税調査官
個人課税第二部門事務官	村 越 亜 衣	名古屋中 総 務 課	個人課税第二部門事務官	鈴 木 康 平	千 種 個人課税第三部門事務官
資産課税部門統括国税調査官	山 内 俊 寛	名古屋派遣 国 税 庁 監 察 官 補	個人課税第二部門事務官	酒 井 大 喜	浜 松 西 個人課税第二部門事務官
資産課税部門国税調査官	上 田 真 沙 巳	局 総務部事務管理課電子計算第二係主任	資産課税部門統括国税調査官	浅 井 秀 昌	不 服 審 判 所 審 査 部 法 規 ・ 審 査 部 門 国 税 審 査 官
			資産課税部門事務官	片 岡 将 典	四 日 市 資 産 課 税 部 門 事 務 官

税務署からのお知らせ 平成26年度 税制改正

法人税

① 所得・消費の拡大

拡充・延長

所得拡大促進税制の拡充・延長

【所得税でも同様の措置を講じます】

◆ 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行います。具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長します。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件(改正前:5%以上)について次のとおりとします。

- ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等*に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること(改正前:以上であること)とします。

※ 適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。

[平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用します。なお、同日前に終了する事業年度(平成25年4月1日以後に開始し旧制度の適用なし、新制度の要件満たす)分の税額控除相当額は、平成26年4月1日以後最初に終了する事業年度で上乗せ控除]

参考 改正前の制度の概要

- 基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できます。

【改正内容】

平成25・26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28・29年度：5%以上

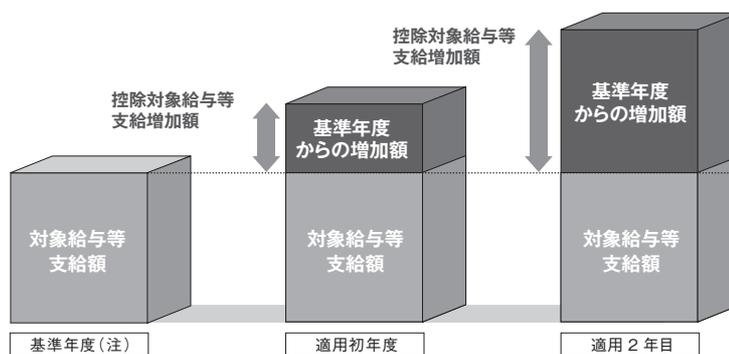
【要件】

- (1) 基準年度と比較して 5%以上 給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正内容】

継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

廃止

復興特別法人税の1年前倒し廃止

◆ 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒して終了します。

※ これに伴い、復興特別所得税額を法人税の申告において法人税額から控除できることとします。

参考 改正前の制度の概要

- 法人税の納税義務者は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額(所得税額控除等の適用前の法人税額)に対して10%の付加税(復興特別法人税)を納付する義務があります。

緩和・延長

交際費課税の緩和・延長

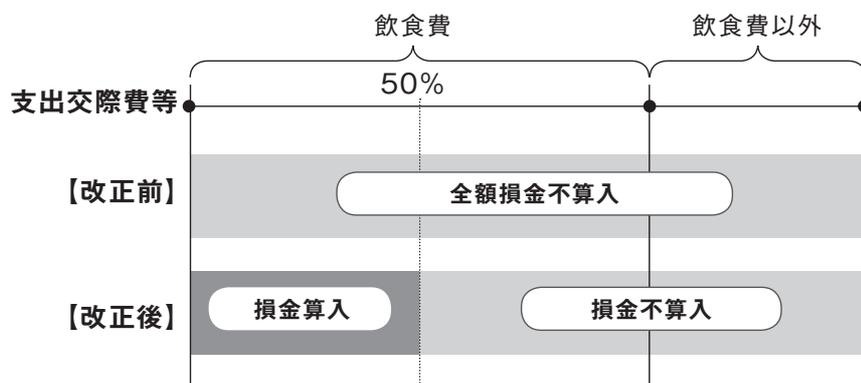
◆ 交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費のうち飲食のための支出(社内接待費を除く。)の50%を損金算入可能とします。

※ 中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

[平成26年4月1日以後に開始する適用年度について適用します。]

参考 改正前の制度の概要

- 法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、年800万円に達するまでの全額損金算入可。



※ 中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらかを選択

②民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

新規

生産性向上設備投資促進税制の創設

【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設します。
- ◆ 具体的には、産業競争力強化法等の中で規定される以下の設備等の取得等をして事業供用した場合には、特別償却(即時償却)又は税額控除ができることとします。

(1) 先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備で、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの(中小企業者等については一定のソフトウェア等を含む)。

※ 上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの。

[産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をする設備等について適用します。]

先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの

産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

設備等の種類	~28.3.31	~29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

拡充・延長

中小企業投資促進税制の拡充・延長

【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、現行制度の適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得又は製作をした場合には、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%税額控除）ができる措置を追加します。

〔産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得又は製作をする設備等について適用します。〕

参考 改正前の制度の概要

- 中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額（下記⑤は取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可）ができます。

【特定機械装置等】

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

【改正内容】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正内容
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円 以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備投資については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は繰越税額控除ができる。

新規

既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 老朽化した建築物を更新すること等による防災力の向上等を図るため、耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、耐震改修対象建築物の耐震改修を行った場合に25%特別償却ができる制度を創設します。

〔平成26年4月1日以後に取得又は建設をする建築物について適用します。〕

改正耐震改修促進法(平成25年11月25日施行)

- ① 不特定多数の者が利用する大規模な建築物（病院、旅館など）
- ② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物
- ③ 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物



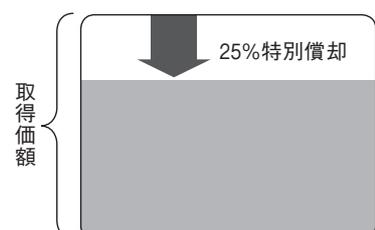
- ・耐震診断の実施、その結果を所管行政庁へ報告義務
→ 所管行政庁はその報告の内容を公表
- ・耐震性が確保されていなかった場合には、所有者は耐震改修を行う努力義務
→ 所管行政庁の耐震改修に係る指導・助言、指示。指示に従わない場合には公表

【改正内容】

- ◎ 平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告



耐震基準に適合する耐震改修を実施



輸出物品販売場制度の改正について

平成 26 年 4 月
国 税 庁

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 141 号）等により、輸出物品販売場制度について、主に次の 1 から 3 の改正が行われました。

なお、これらの改正は、**平成 26 年 10 月 1 日以後**に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者^(注)が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

（注）輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。



適用開始時期 **平成 26 年 10 月 1 日以後**に行う課税資産の譲渡等について適用

1 免税対象物品の範囲の拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、その非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売額の合計が **5 千円超 50 万円までの範囲内**の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

販売方法

- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること。
- ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から **30 日以内**に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売場に提出すること。
- ③ **指定された方法により包装**されていること。

《改正前》

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品は**免税販売の対象外**。



《改正後》

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品も**免税販売の対象**。



非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

消耗品の包装方法

消耗品の包装方法は、次の要件の全てを満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けにより**封印**する方法によります。

	袋の要件	箱の要件
①	プラスチック製であり、無色透明又はほとんど無色透明であること。	段ボール製、発泡スチロール製等であること。
②	使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。	
③	本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	
④	内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあっては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

（注）消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることは妨げない。

包装方法の詳細については、観光庁のホームページでご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.html

2 輸出物品販売場を営む事業者が保存すべき書類の追加

同一の輸出物品販売場において、その非居住者に対して1日に販売する**一般物品（消耗品以外の通常生活の用に供する物品をいいます。）**の額が**100万円を超える場合**には、その非居住者の旅券等の写し^(注)を、輸出物品販売場を営む事業者の納税地又は販売場の所在地に保存しなければならないこととされました。

(注) パスポートの場合、パスポートの番号、一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。

保存期間 輸出物品販売場を営む事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から**7年間**

3 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項の簡素化

免税販売に当たっては、輸出物品販売場を営む事業者は「**購入記録票**（免税物品の購入の事実を記載した書類）」を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされており、非居住者は「**購入者誓約書**（免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類）」を当該事業者に提出することとされています。

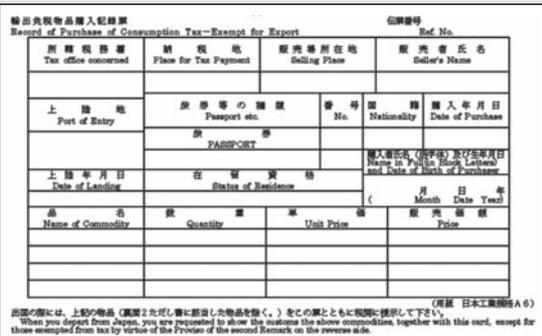
この購入記録票及び購入者誓約書については、これまで法令に様式が定められていましたが、特定の様式ではなく、法令に定められた事項が記載された書類であればよいこととされました。

また、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（購入者に対し交付する領収書の写し等）を購入記録票等に貼付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の購入記録票等への記載を省略できることとされました。

《改正前》

法令において定められていた様式

【購入記録票】



高麗の産には、上記の物品（裏面にただし線に囲まれた物品を除く。）をこの票とともに税関に提示して下さい。
When you depart from Japan, you are requested to show the customs the above commodities, together with this card, except for those exempted from tax by virtue of the Proviso of the second Remark on the reverse side.

《改正後》

① **様式の弾力化**
法令において、記載すべき事項のみ定める。
※ 記載すべき事項については下の表を参照。

② **記載すべき事項の簡素化**
記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（作成者の氏名又は名称が記載されたもの）を購入記録票等に貼付け、かつ、明細書等と購入記録票等とを割印した場合には、明細書等に記載された事項の記載を省略することができる。

《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○
③ 輸出物品販売場を営む事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出物品販売場を営む事業者の納税地及び所轄税務署名、輸出物品販売場の所在地	○	—
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から 30日以内 に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	—	○

※ 購入記録票には、上記の①から⑥の事項のほか、「本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨」や「本邦から出国するまで購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨」など、一定の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります。

公益社団法人 飛驒法人会 第2回 定時総会開催

●と き 平成25年5月26日 ●ところ 高山グリーンホテル

- 平成26年度の定時総会は、出席会員数92社（委任状提出1,080社）が参加し盛大に開催された。
- 来賓 高山税務署長 井家益光氏、高山市長 國島芳明氏、名古屋税理士会 高山支部長 三野島徹氏から祝辞を賜り、大同生命保険(株)・AIU損害保険会社・アフラック各社の祝電を披露して盛会裏に終了。
- 総会終了後、懇親会に移り交流・意見交換を展開。大変盛り上がりました。



総会の様子



岡田会長の挨拶



高山税務署長 井家 益光氏



高山市長 國島 芳明氏

役員一部改選

改選前			改選後	
役職	氏名	法人名	氏名	法人名
理事	河尻 浩次	大垣共立銀行高山支店	中島 弘人	大垣共立銀行高山支店
〃	宇野 幸洋	十六銀行高山支店	増田 佳隆	十六銀行高山支店

定期人事異動により銀行の支店長が変わったため、改選となり承認された。

平成25年度 事業報告 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(公社)飛驒法人会は公益性と透明性の充実に図り、「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体としての認識の下、研修会などの開催により会員の積極的な自己啓発を支援し、企業経営の健全な発展に資するとともに、租税教室による税知識の普及など公益目的事業にも積極的に取り組んだ。

1. 組織の現状

平成25年12月末における会員数は1,823社(前年同期比63社減少)で加入率は48.3パーセント(前年同期比1.4ポイント減少)となり、県平均値50.7パーセントを2.4ポイント下回り、依然として経済低迷の影響による会員減少傾向が進んでいる。

2. 事業の実施状況

(1) 公益目的事業

青年部会・女性部会による小学校児童、中学校生徒への租税教室、税を考える週間行事の税金クイズ並びに会報誌・ホームページでの税知識の普及活動など、対象を非会員にも拡大して取り組んだ。

また、講演会の開催、地域イベントへの協賛、福祉施設への寄付や訪問など、社会貢献活動に取り組んだ。税法研修会は一般の参加者を募るなど、税知識の普及に努めた。

(2) 会員支援等事業

総会時の懇親会などの会員交流、全日本労働福祉協会による健康診断、並びに生命保険3社、損害保険会社提供の福利厚生制度の推進に努めた。

平成26年度 事業計画 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

基本方針

公益社団法人飛驒法人会は、公益性と透明性の向上を図り「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体として、組織の充実強化を図りつつ、税務当局と協調して、消費税期限内納税の推進をはじめe-Taxの拡大など納税意識の向上と租税教室、税務研修会、会報誌・ホームページによる税知識の普及等を図り、会員の積極的な自己啓発を支援するとともに、一般市民にも各種事業への参加を求めるなど、企業経営及び地域社会の健全な発展実現に努める。

推進する主要事業

「公益目的事業」

1 租税教育等事業

- ①租税教室 ②税の絵はがきコンクール ③税金クイズ(税を考える週間行事)
- ④税務研修会 ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供

2 社会貢献事業

- ①時局講演会 ②地域イベント協賛 ③社会福祉団体等への寄付・ボランティア活動

「会員支援事業」

- ①福利厚生事業 ②健康診断

女性部会定時総会

●と き 平成26年5月13日 ●ところ 高山グリーンホテル

○平成26年度の定時総会は、出席会員数19名(委任状提出22名)が参加し盛大に開催された。

○高山税務署長井家益光氏、高山税務署法人課税第一統括官笠井孝志氏、(公社)飛驒法人会副会長山本善隆氏、大同生命保険(株)岐阜支社長樋之津徹氏、大同生命保険(株)営業推進課長岩井安男氏を来賓に迎え盛会裏に終了。

○総会終了後、懇親会に移り交流・意見交換を展開。大変盛り上がりました。

○今回の総会では規約改正があり可決承認されました。

・副部会長を1人追加。

それにともない新任副部会長に向井田代子氏が可決承認されました。

・年会費を6,000円から10,000円に改定。



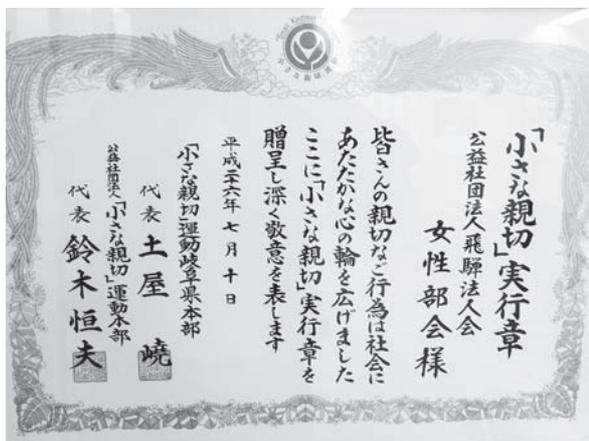
第15回「小さな親切」運動飛驒地区実行章贈呈式

●と き 平成26年7月10日 ●ところ 高山グリーンホテル

女性部会の定期的な事業である福祉施設の清掃活動が第15回「小さな親切」運動飛驒地区実行章を受章いたしました。

サッシの汚れを拭いたり、天井付近の窓などなかなか手が届かないところを丁寧に磨いたり女性ならではの細やかな活動は福祉施設等に大変喜ばれています。

この受章を機になお一層社会貢献に力を入れていきます。



第2回（一社）岐阜県法人会連合会定時総会開催

●と き 平成26年6月5日 ●ところ 岐阜グランドホテル

- 名古屋国税局 課税第二部長 松山清人氏はじめ来賓多数を迎えて盛大に開催
- 平成25年度事業報告、平成26年度収支予算など満場一致で承認可決
- 役員補充選任(青年部会長等の交代に伴う)について原案通り承認
- 功労者表彰として、全法連会長・県連会長から表彰状の贈呈(敬称略)



総会の様子

全法連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

理事 二木長右衛門 二木酒造(株)
理事 住 宏夫 高山印刷(株)

県連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

理事 中田 学 (株)中田電気工事
理事 田丸 正則 蒲田建設(株)



全法連会長表彰者
住 宏夫 氏(手前)



県連会長表彰者
田丸 正則 氏(一番奥)



「伝統工芸の未来」

(有) 洪草柳造窯 代表取締役 戸田 柳平

洪草柳造窯は江戸天保年間、当時の郡代が尾張から陶工を、九谷から絵師を招き、半官半民の窯として高山市の西方にある洪草の地（現在の岡本町）に開窯されました。以来170年余り、飛驒の土を使い、飛驒の原料で釉薬を作り、手作り手描きを貫いて、現当主の父六代洪草柳造まで受け継がれています。ただその道のりは平坦なものではなく、大きな波をいくつも越えて今日に至っております。

最も大きなものでは、明治になり幕府の後ろ盾がなくなった時や第二次世界大戦がありますが、近年では平成12年にこの地域初の民事再生法の適用を受けました。当時私は語学留学を終えイタリアの大学への進学準備を進めていましたが、その夢をあきらめ、父と共に会社の再建に取り組みました。

当時弊社は協業組合として、洪草焼や飛驒コンロ、木製品、その他様々な品物を扱っておりました。経営は父の長兄が一手に担い、末弟である父は役員に名を連ねてはいましたが、経営に関しては全く蚊帳の外で、良くも悪くも作陶に邁進しておりました。そんな中、兄の急逝によって会社を束ねることとなり、蓋を開けてみたら莫大な借金と複雑極まる同族会社の実態がわかり、全ての実情を把握している人間はこの世に一人もいない状態。本当に途方に暮れました。

こんな途方もない状況を経営の素人である我々が乗り越えられたのは、取引業者の皆様、債権者の皆様、地域の皆様、父の作品のファンの皆様の御理解と御協力と、「なにがなんでも洪草焼を後世につなげていく」という一念で家族一丸となって取り組んだこと、この2つの大きな力に他なりません。

民事再生法による再建を通じて私が強く実感したのは、経営に必要なのは「手腕」ではなく「人と人のつながり」であるということでした。とても苦しい日々でしたが、大きなものを得られた貴重な経験だったと思います。

話題は変わりますが、我々の職業である伝統工芸とは、文字通り古くから伝わる工芸品です。その伝統工芸が現在のライフスタイルからかけ離れた存在になっていることは昨今方々で叫ばれ、私も実感しており強く危惧しています。伝統工芸に携わる者として今なにをすべきなのか。どうすればもっと多くの方に魅力を感じてもらえるのか。大変難しい課題です。そもそも何百年も昔に生まれたものが、なぜ現代まで残り、作られ続けているのか。それはそのものに代わる、または上回るものがないからです。私は「伝統工芸とは優れたプロダクトである」と思っています。

昔は今と違い「良いものを作っていれば売れる」時代でした。そうでなくなった要因は、景気の悪化と共に、「現代人は想像力が乏しくなり、器を見ても自分の生活にどう取り入れていいのかわからないからだ」と言われていますが、



私は必ずしもそうではないと思っています。現代人は「他人やメディアが良いというものが良い」と思いがちです。ただそれは消費者に限ったものではなく、生産者にもそのような意識が強いと思います。つまり昔から続いているものが良いものだと言信し、その枠から出ることをよしとしない習慣です。

これは恩師の受け売りなのですが、私は「継続は同じ物事をただ続けていくことで、伝統とはそれを知った上で革新を続けていくことだ」と信じています。どのような様式や技術であっても、それが生まれた時にはそれが最新であり、また優れているから受け継がれていき、その結果「伝統」になるのです。それは格式ばった小難しいものでなく、生活に寄り添い、その時代の中で凜と立つものであり、その時その時の作り手が時代に合わせて生み出してきたものの集積。それがすなわち「伝統」です。

作り手にとって新たなものを生み出すという行為は、責務であり、苦しみであり、大きな喜びと興奮を与えてくれます。

私の好きな仕事のひとつが結婚式の引き出物を作ることなのですが、以前は式の数日後、リサイクルショップなどでその品物を見かけることが度々ありました。作り手としても悲しく、贈られた方のことを考えると胸が痛みました。

そこで近年は、記念品などのお話を頂いたらまず「どのようなお気持ちでこの品を贈られるのか」とお聞きします。そしてその内容をまとめて同封し、披露宴でもお話しさせて頂くサービスを始めました。これによって想いをより確実にお伝えすることが出来、非常にお喜び頂いています。そしてリサイクルショップで見かけることもなくなり、有難いことにリピーターも増えました。

どんなに心を込めて品物を作っても、実際にそれはほとんど伝わりません。作り手ほどではありませんが、贈り手にも同じことが言えます。ものはものでしかないからです。このサービスは「どうすれば目に見えない想いを伝えられる

か」という問いの結果です。

これは一例ですが、「質の高いものを作るのは当たり前。そこに何をプラス出来るのか」を常に意識しています。

まだ実用化には至っていない

のですが、今取り組んでいるのは「環境に配慮したものづくり」です。とはいえ陶器を粉碎してリサイクル、とかいうものではありません。

陶器の釉薬は原料に木灰を使います。高山は昔から林業や木工が盛んな街だったので、それらの灰を使って釉薬が作られてきました。このサイクルを現代に復活させようという取り組みです。近年、環境意識の向上によって森林資源に注目が集まり、木質燃料の普及や間伐材の活用が盛んになりつつありますが、そこで問題になっていることのひとつが灰の処理です。これを活用することで廃棄する残渣を減らし、尚且つ新たなサイクルと価値観、人と人のつながりが生み出せるのではないかと目論んでいます。

我々の仕事はCO₂を排出しなくては成り立たません。そうでなくてもひとりひとりが環境のことを考え、取り組んでいかななくてはならない現代、我々は一層環境に配慮する義務があると思います。義務とは書きましたが、こんなに楽しくて夢もやりがいもある課題はないと心から思います。

我々が出来ることは小さいですが、先人達の残してくれた「伝統」という叡智を武器に、人と人がつながる社会を、そしてその中で役に立てる存在でいられることを目指し、家族一丸となってより質の高いものづくりをし、胸を張って次世代にこの仕事をつなげていけるよう今後も日々の仕事に精進していきます。



事業所訪問

株式会社 グリーンポケット飛驒

概 要

代表者：代表取締役 駒 卓雄
所在地：飛驒市古川町朝開町1315
設立：平成21年9月
従業員数：5名(正社員1名 パート4名)
事業内容：地元農産物の販売・地元企業の特産加工品の販売・榎の実を原料にした石けん・油の製造販売
榎の里の営業時間：
8:00～16:00(無休営業)

対 談

8月2日に移転オープン！

ききて 移転オープンしたばかりで何かとお忙しい中とは存じますが、本日はよろしくお願ひ致します。

まずは8月2日に移転オープンしたばかりの『榎の里』、これはどういった施設なのでしょう？ご紹介をお願いします。

社長 地元農家の地どれ野菜を始め加工品また、地元飛驒の企業が製造している特産品の販売を行っています。特産品販売をしているということで、観光客の方々がメインター



ゲットと思われるかもしれませんが、実は地元の方にこそご利用頂きたいと思っています。ききて 地元の方にこそ、ご利用頂きたいとは？

社長 それは榎の里を4年前に始めたきっかけを話す必要があります。もともと私はメカトロニクスという電気・機械関係の会社をやっていました。そして数年前その会社を息子に譲った後、私を育ててくれた地元のために、何かできないかと思案をしていました。そんな時、私も一般的に定年退職といわれる年齢になるまでは気付かなかったのですが、飛驒では退職後農業をやられる方が多いことが分かってきました。また、飛驒人の生粋の愚直さゆえその品質も高いものであることも分かりました。しかしその生産物の行き先といえば、自宅で食べるか近所に配るか…最悪の場合は食べきれず腐らせてしまう場合もあるような話も聞くに至りました。そこで、地産地消の体現の場そして第二の人生の生きがいづくりのきっかけになって頂ける場として地元の生産者と地元の消費者の出会いの場を提供したいと考えたのです。そんなスタート地点から始まった榎の里ですので、地元の方にこそご利用頂きたいと思うのです。

ききて 地元の方の認知度はいかがですか？

社長 納入側の登録数は着実に増えていきます。今回の移転オープン時点での登録地元業者は32社、入居テナントは5社、登録地元農家数にいたっては200件を超えており、商品の種類や商品の数も安定してきています。ただ消費者の方に関して言えば、移転前の古川町杉崎という場所が、町中の方が気楽に買いにいける立地とは決して言いづらい場所であったこともあり、観光客の入数は堅調に推移していたものの、地元の方々の入数に苦戦していました。

ききて 今回の立地はいかがですか？

社長 今回移転した場所は、国道41号線と東海北陸自動車道から古川方面につなが

る卯の花街道との交差点ということで、観光客の方にとって正に玄関口。また地元の方にとっては生活動線となる道に接しているということで、飛騨圏外の方々また地元の方々双方に、よりご利用いただける立地になったと思っています。駐車場についても普通自動車30台、大型バス2台分のスペースを確保しましたので車でも安心してご来店いただけます。



梔の里・外観

ききて 確かに「ちょっと入ってみようかな」と思って気軽に入ることができる立地ですね。

社長 先に話した通り、地元の方々はどうしたら利用して頂けるかな…と悩んでいたところ、中心地に近く立地した観光客が多く往来する幹線道路近くであるにも関わらず空き店舗のままであった朝開地内の店舗を有効活用したい市から話があり、移転することになったんです。

ききて また、建物が変わった特徴ある建物ですね。

社長 もともとは製糸場の工場だった建物なんです。だから天井を見てみて下さい。先に世界遺産に登録され話題になった富岡製糸場でも採用されている柱なしで大空間を可能にした『トラス構造』の天井なんです。地元の



製糸場のような天井構造

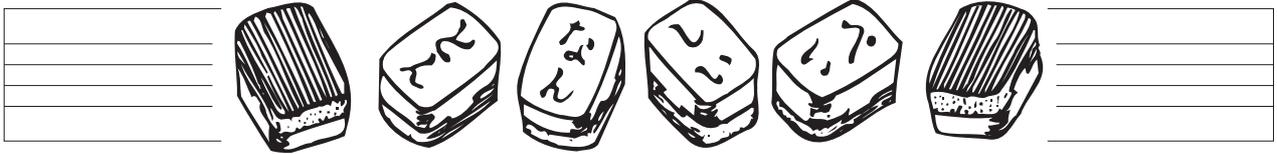
商品や生産物だけでなく、こんな古き良き建築遺産が地元に残っていることも知って頂きたいですね。

ききて それでは最後にひと言お願いします。

社長 先ほども申し上げましたが、地元の生産者・製造者の方々と地元の消費者の方々を結ぶ出会いの場として梔の里が発展していくことを願っています。『梔の里』という販売所のためだけでなく、もちろんそれを運営する運営会社グリーンポケットのためでもなく、地元で頑張る人たちを応援する、そんなつもりでご来店頂ければ幸いです。



梔の実石けん



高山南支部 秋の味覚食べにおいで！「収穫劇場2014」開催

久々野町では来る10月12日(日)収穫劇場2014が開催されます。

今年は高山本線全線開通80周年記念イベントとコラボし、りんご狩りができる「さわやかウォーキング」、ちいさな子どもがJRスタッフの制服を着る1日駅員、懐かしい高山本線の写真展示、地元の高冷地野菜やくだものなどの販売、「縄文鍋」「すずらん鍋」「宿儺鍋」など地元のグルメを味わうコーナーもありますので、是非お出掛け下さい。



この時期のりんごの種類

- ★ 陽光
- ★ シナノスイーツ
- ★ 涼香の季節 など

(松下 記)

萩原支部 秋の夜は「飛驒街道おし祭り」！

大人気の「飛驒街道おし祭り」がいよいよ9月5日(金)から始まります。萩原町内の飲食店16軒の参加店を3,000円分のチケットで3店はしごしていただきます。3店を完走すると景品が当たるチャンス！

ちなみに「おし祭り」とは「押しかける」という意味合いがあり、昔からこの地域には豊作祈願のため各家庭でふるまい酒をしていた文化がありました。知らない人達が知らない家で酒を酌み交わし、酔っば



らってゴロ寝をして朝になったらびっくりした事などざらにある光景でした。この文化を再現し「飛驒街道おし祭り」として開催します。

昨年度は萩原町内外から延べ3,600人以上の方にお越しいただき、笑い声や歌い声があふれ、とても賑やかな夜となりました。秋の夜は家族や友達、ひとりでもぜひ萩原へお越しください。

◎ 開催期間：9月5日(金)～10月24日(金) 毎週金曜日 計8回 午後6時～午後10時

◎ 開催場所：萩原町内参加飲食店16軒 「天領酒造」の各種お酒の試飲コーナーもあります。

◎ チケット：3店分3,000円 天領酒造前受付、または参加飲食店

◎ 問い合わせ：萩原癒しの街推進協議会(萩原町商工会内)

TEL: 0576-52-2500 HP: <http://www.gero-navi.jp/>

(青木 記)

下呂支部 ブルーベリー農園「gファーム」、下呂温泉に登場！！

数年前より下呂温泉では商工会さんと観光協会さんが観光客へのおもてなしとして「Gグルメ」を始めとした「G × ×」シリーズを展開しています。(Gには下呂温泉の頭文字だけでなくいろんな思いが込められています。)

そんな中、温泉街に農園があってもいいじゃないかということでできたのが「湯之島ブルーベリー農園 gファーム」。



運営は下呂市乗政地区で長年、無農薬ブルーベリーを栽培している田上農園(園主：田上 健)さん。

6棟のビニールハウス内に100本余りの木が植えられています。

料金は大人30分食べ放題コースで1000円。開園期間は6月下旬から10月上旬まで。電話での予約制になっています。

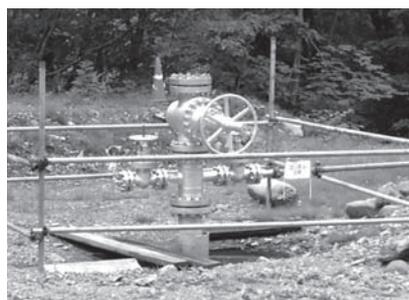
お問い合わせは、☎090-5635-8811まで。(説田 記)



たがみ
田上 健さん

上宝支部 奥飛騨温泉郷！地熱発電！中間報告会

昨年、東芝・オリックスそして地元中尾温泉組合が立ち上げた中尾地熱発電株の中間報告会が7月4日に開催されました。温泉関係者や地元住民に顧問の日本地熱協会運営委員長安達先生を交え出席



者50名の活発な意見交換の場ともなりました。現状は、中尾七号線を地下1,100メートルまで掘削、温度が260度、口内圧力は約42気圧で飽和バルブの耐圧100気圧からみて、井戸管理上安全であるとの報告でした。さらに、環境に及ぼす影響ということで、周辺河川の水質検査・噴気試験によるガス濃度・蒸気量熱量等にも問題はなく、これから本試験を進め、その結果を基に発電事業性を検討していくとのことでした。オリックスでは既に別府温泉で30年にわたり地熱発電に参加し



ており、十分な検証結果を得るためにもまだ2～3年の準備が必要のようです。完成すれば、地元へは温泉供給・CO₂を出さない電力生産と、まさに21世紀のプロジェクトとなります。(中田 記)

女性部会だより

飛驒法人会女性部会の地域社会貢献活動の状況

女性部会では社会貢献活動の一環として、今年も6月3日高山市新宮町の社会福祉法人『清徳会』の新宮園で窓拭き作業に従事しました。

新宮園より依頼の木綿の布地を、女性部会員が持ち寄りより寄贈、心より感謝されました。

参加者は11名で一時間ほど玄関、会議室等のガラス拭きは運動になり汗を流しました。

素晴らしい環境、施設、職員の心温まるお言葉、入居されている皆様に幸せを感じました。有意義な活動でした。



(一社)中川法人会女性部会交流会

平成26年6月27日、名古屋港 ワイルドフラワーガーデン ブルーボネットに於いて中川法人会女性部会との交流会に参加致しました。当法人会の参加者は18名、中川法人会女性部会は10名、初めてお互いの概要説明をし、それに対して質問を行いました。

会員は、中川法人会は約80人、飛驒は約40人で、何か活動を行うにも規模の違いを感じました。また、遠方へ出かける時はバスの中で「税について」理解をするために車中でDVDによる研修会を行ったとお聞きし、これは当法人会でも、「まね」てもいいかと思いました。

交流会も無事終了しました。その後、美しい緑や草花、自然風庭園を楽しみながら散策しました。最後に中川法人会女性部会長のおすすめで、名古屋競馬場の見学に行きました。初めての経験で、会員一同子供のようにしゃいで、馬券の買い方を教わり、少しだけ買って楽しみました。部会長のはからいで、スマートな馬や騎手の方とも交流させていただき有意義なひとときを過ごして来ました。

中川法人会女性部会の役員さんに最後まで、手厚い「おもてなし」をしていただき、感動と感謝をし、バスに乗って帰路に向いました。とてもよい経験をさせていただきました。



経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。



Jタイプ^{【無配当重大疾病保障保険】}は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

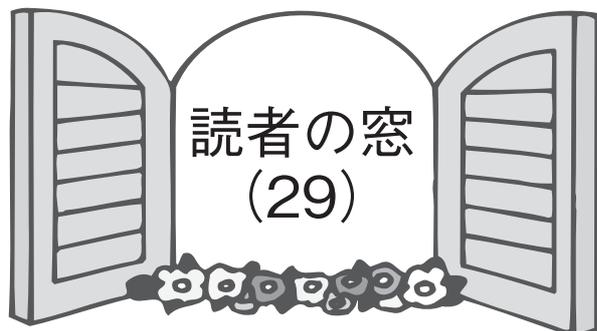
- ポイント 1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。
- ポイント 2** 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。
- ポイント 3** 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社 岐阜支社 高山連絡所/岐阜市吉野町6-16 TEL 058-262-5141

F-25-1025(平成26年3月11日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイデア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多
くの投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願
いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

中小企業に対する課税適用拡大に反対

下呂市 P.N. ひまわり

政府税制調査会は、法人税改革への提言として、主要先進国と比べて高いといわれる日本の法人税率引き下げによる減収を補うため、中小企業への負担を強化する考えを示した。特に影響が懸念されるのは、現在資本金1億円超の大企業法人対象の外形標準課税の中小法人への適用拡大である。

今、安倍政権はデフレ脱却のために賃上げによる需要拡大を進めている。しかし、この外形標準課税では、法人所得が赤字でも賃金総額や資本金などに応じて税金を払う仕組みである。特に、法人会員の多くを占める中小企業は、地域の雇用を支え、従業者の実に7割を抱える。その賃金が対象とされるのでは、これはアベノミクスに逆行するものである。このうえ消費税率がさらに引き上げとなれば、価格転嫁も容易でない中小企業にとって大きな痛手であり、存続にかかわるものである。

適用拡大により、7割を超える雇用を支える多くの中小企業が雇用を控えたり、賃金を抑制するようになっては、GDPの6割以上を占める、まさに景気のエンジンである個人消費に直接影響するものであり、本末転倒である。この適用拡大には断固反対すべきである。

納税について

飛驒市 20代 会社員

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」

納税は、勤労、教育の義務と並ぶ国民の三大義務の一つとして定められている。

憲法で規定されているからとはいえ、できれば税金なんて支払いたくはないし、支払うならば安いほうがいい。そう考えてしまうのは当たり前のことだと思うし、自分自身はそう考えてしまう。しかし、そんな思いとは反対に2014年4月、とうとう消費税が8%へと増税された。さらに2015年10月には10%へと引き上げられる予定だという。

その増税された消費税はいったい何に使われるのか。それは年金や医療などの社会保障の安定化と充実に使われるといわれている。税金が上がるということは、誰にとっても当然うれしいことではない。だが今回の増税の理由・使い道、現状の日本の負債や今後の少子高齢化の話などを聞くと、個人的には必要なことだと感じてしまう。

繰り返しになるが、税金が増えて嬉しい人はいない。それでも増税には理由があるのだから、その背景、使い道などを理解することが大切だと思う。

これは消費税だけの話ではない。自分たちの納めている多くの税金がいったい何に使われているのか。そのことを意識している人が実際どれだけいるのだろうか。もちろん意識が高い人も大勢いるだろうが、そうでない人が少なくないことも事実だと思うし、自分自身あまり意識したことがない。

だからこそ、自分たちの税金が何に使われているのかを知る。1人1人がそうしていくことで、税金の制度・使われ方も自分たちにとって、もっと納得のいくものになっていく可能性はあると思う。与えられた義務だからといって受け身でのではなく、自分なりの考えを持ったうえで納税という義務を全うしていきたい。

事務局だより

講演会開催のお知らせ(速報版)

- **と き** 平成26年11月6日(木)
午後7時～8時(開場6時30分～)
- **ところ** 高山市役所地下ホール
- **講 師** studio-L代表 **山崎 亮 氏**



studio-L代表。東北芸術工科大学教授(コミュニティデザイン学科長)。京都造形芸術大学教授(空間演出デザイン学科長)。慶応義塾大学特別招聘教授。1973年愛知県生まれ。大阪府立大学大学院および東京大学大学院修了。博士(工学)。建築・ランドスケープ設計事務所を経て、2005年にstudio-Lを設立。地域の課題を地域に住む人たちが解決するためのコミュニティデザインに携わる。まちづくりのワークショップ、住民参加型の総合計画づくり、市民参加型のパークマネジメントなどに関するプロジェクトが多い。「海士町総合振興計画」「マルヤガーデンズ」「studio-L伊賀事務所」でグッドデザイン賞、「親子健康手帳」でキッズデザイン賞などを受賞。著書に『コミュニティデザイン(学芸出版社:不動産協会賞受賞)』『コミュニティデザインの時代(中公新書)』『ソーシャルデザイン・アトラス(鹿島出版会)』『まちの幸福論(NHK出版)』などがある。

今回は「**まちを元気にするヒント!**」という演題で講演していただきます。**入場は無料**です。どなたでもお聴きいただけます。お誘い合わせてお出掛け下さい。

編集後記

■残暑お見舞い申し上げます。このところ、体温を
超すような気温や突然の時間70ミリを超す集中豪雨
などがたびたび発生しています。これは苦情を言っ
ていくところがありません。自分で対応するしかな
いのでしょうか。「とんなんしいぺい」には地熱発電の話題もあり
希望が持てます。

■高山税務署は7月10日付にて人事異動がありました。多くの署員の方々が異動されました。新
署長の包原智幸かねはらともゆきさんは愛知県刈谷市ご出身です。「納税者の目線に立っての納税行政を推進し
たい」とのことです。趣味はウォーキングだそうです。「飛驒法人会だより」の担当は神谷成孝
さんに引き続きご指導をいただきます。

■税務署からのお知らせに、交際費課税の緩和・延長もあれば、読者の窓に外形標準課税の話も
あります。飴とムチですかネ。

■「休憩室」には戸田柳平さんの伝統について「生活に寄り添い、その時代の中で凜と立つもので
ある」に惹かれます。(M.N)

平成26年8月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄	矢島俊彦	説田三郎	青木秀幸	新井 雅	松下松寿
村坂壽紀	追分英輔	中田昭彦	住 宏夫	高橋厚生	長瀬栄二郎
北村教子	山下和子	松井多美子			